



トレンド (DIオンライン)

濃度1000～1500ppmが新たに承認

高濃度フッ素の歯磨き粉は6歳未満に使用不可に

2017/3/21

[富田 文 = 日経ドラッグインフォメーション](#)

厚生労働省は3月17日、濃度1500ppm (0.15%) を上限とする高濃度のフッ化物を配合した一般用の薬用歯磨き類が承認されたことを受けて、フッ化物を配合する薬用歯磨き類の使用上の注意についての通知を発出した。

通知では、フッ素濃度1000ppm (0.1%) ～1500ppm (0.15%) の薬用歯磨き類の使用に関して、(1) 6歳未満の子どもには使用を控えること、(2) 6歳未満の子どもの手の届かない場所に保管すること——などを容器に記載し、消費者に周知することを求めた。

これまで日本で発売されている、フッ化物配合の薬用歯磨き類で最も高濃度の製品は、フッ素が1000ppm (0.10%) 配合されたものだった。小児用としては、950ppmを配合するものがよく販売されているが、これより濃度が高い1000ppm (0.1%) ～1500ppm (0.15%) の歯磨き類については、6歳未満の子どもには使用させない方針となった。

【関連情報】

厚生労働省：[フッ化物を配合する薬用歯みがき類の使用上の注意について](#)

© 2006-2017 Nikkei Business Publications, Inc. All Rights Reserved.